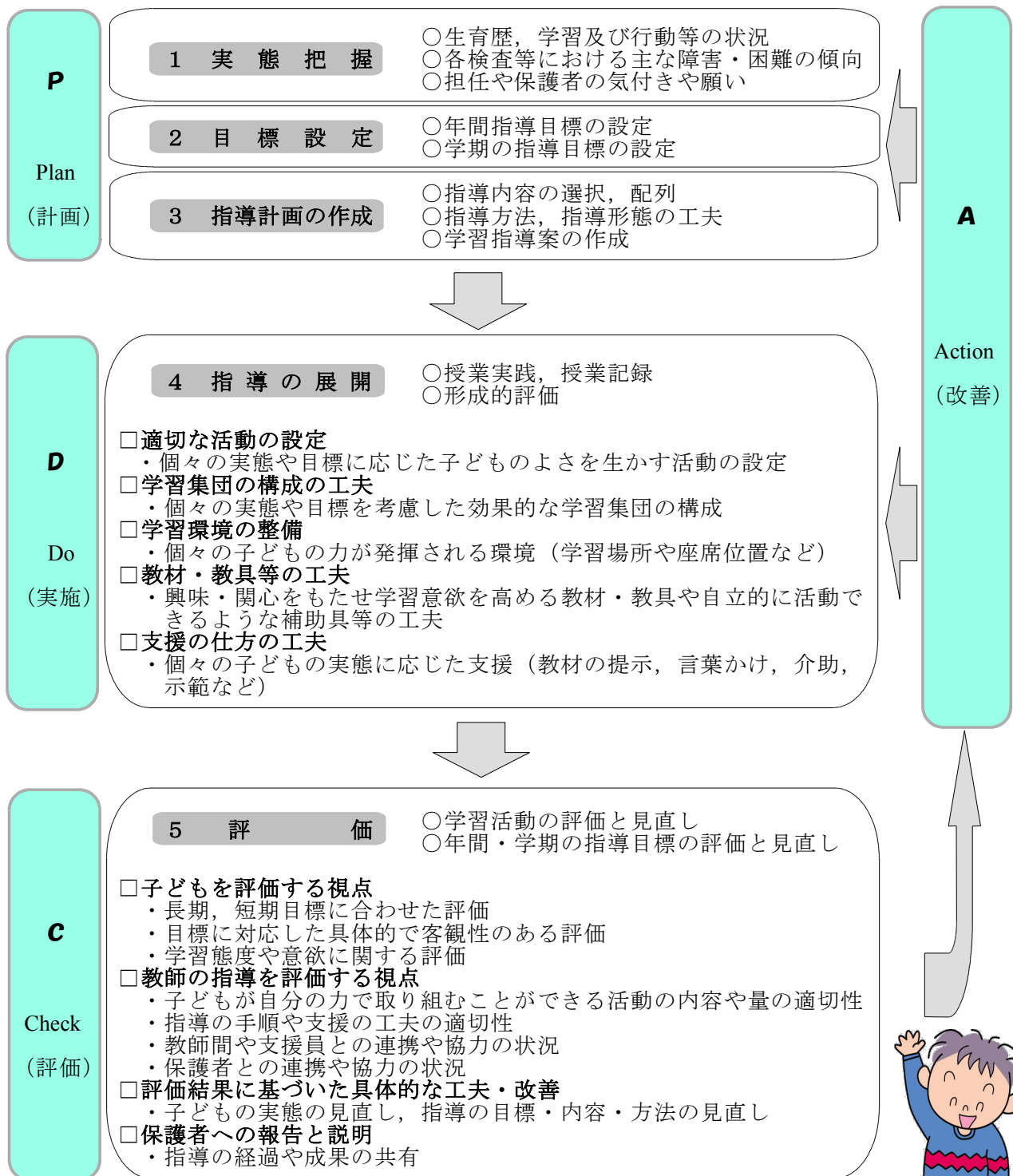


特別支援教育

「個別の指導計画」の日常的な活用を目指して

通常学級においても「個別の指導計画」を基にした授業を行うことで、計画的・継続的な指導を行うことができます。また、PDCAサイクルを機能させながら指導の評価及び改善を図ることが大切です。

〈「個別の指導計画」の作成と活用の手順〉



特別支援教育の視点を踏まえた授業づくり

特別な支援を必要とする子どもが、通常の学級にも在籍しています。子どもが学習内容の理解を深めるためには、つまずきの背景などを理解し、支援の手立てを講じることが必要です。そうした指導の積み重ねが、全ての子どもにとって分かりやすい授業につながります。

● 学習のつまずきから具体的な支援の手立てを考える

小学生Aさんの例

つまずきの状況	つまずきの主な背景	支援の手立て
口頭による指示を理解することが難しい。	説明の内容をよく理解することができないために、指示の一部分だけを把握してしまう。	- 言葉で話すだけでなく、文字や図を同時に見せながら話す。 ① 説明を繰り返し聞かせたり、説明の内容を聞き返したりすることで、指示が確実に理解できているか確かめる。
一定の時間、注意を集中させることが難しく、課題を途中で投げ出してしまう。	「何に」「どれくらいの時間」取り組むのか見通しをもつことが難しい。	② 1時間の授業を5～15分のまとまりで区切り、読む 5分 考える 10分 書く 10分 など、活動の内容と時間をカードで示す。
人が言うことを先取りして話そうとするなど、伝えられたことを正確に理解しないまま反応する。	- 見たり聞いたりしたことを早合点して、自分なりの結論を早急に出してしまう。 ③ 思い付いたことを自分の中で吟味せずに声に出してしまう。	「考えを整理する」「話す順序を考える」など、発言内容のまとめ方を助言する。 ③ 「発言を最後まで聞く」「メモをとって聞く」など、聞き方のルールを助言する。 - 発言の仕方や聞き方のルールを、教師がモデルとなって実践する。

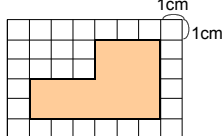
● 具体的な手立てを指導過程に位置付ける

学習指導案におけるAさんへの個別の支援例

(例) 小学校4年生 算数科「面積」(本時6/11)

[本時のねらい] 長方形の面積の公式を活用して複合図形の面積を求めることができる。

実際の学習活動を想定し、
学習指導案では次のように
具体的に示します。

学 習 活 動	教 師 の 支 援		支援の解説
	全体への支援	Aさんへの個別の支援	
1 学習課題をつかむ。  【問題】 上のような図形の面積を求めましょう。	- 今までの図形とどこが違うのか明確にさせることにより、解決の見通しをもたせる。 - めあてを意識できるように全員で読む。	- 提示された図形の形が分かるように図形の外周部分に色を着ける。 - 手で触れても形を確認できるように、厚紙で作ったL字型の模型を渡す。 - ノートに書いためあてを、指でたどりながら読むように話す。	① 外周を強く意識して見るとともに、触ってみることで形の特徴を的確に捉えることができます。 ③ 文字の読み飛ばしがなくなり、落ち着いて音読することができます。
2 複合図形の面積の求め方を考える。	一つの求め方を考えた児童には、他の求め方を考えさせたり、説明を記入させたりする。	時間を意識できるように、考える 10分 と書いたカードを手元に置かせる。	② 取り組む時間や残り時間を自分で確認できることは、活動への安心感につながります。
4 解決した方法を発表し、話し合う。	自分の考えを発表したり、友達の発表を聞いたりしながら、様々な方法に気付かせる。	必ず挙手をして指名されてから答えるなど、発表の仕方を守ることができた時には行動をほめる。	③ 適切に行動できたことを子どもに自覚させます。自分の行動を抑制する力が育ちます。

特別支援教育

子どもや学級担任を組織として支えるために

中央管内の小・中学校では、特別支援教育を学校経営の柱の一つとして位置付け、校内支援体制づくりに取り組んでいます。特別支援教育の一層の充実を図るためには、自校の校内支援体制を整え、子どもや学級担任を組織として支えることが大切です。

● 子どもや学級担任を組織として支えるためのポイント

校内組織の活性化

- ① 年間を通して校内支援体制を機能させ、特別支援教育に全校体制で取り組むために、特別支援教育の年間計画を作成する。
- ② 特別支援教育コーディネーターをはじめとする、教職員それぞれの役割を明確にする。
- ③ 様々なケースに臨機応変に対応できるよう、各組織の機能を明らかにするとともに、組織どうしの連携を密にする。

指導・支援の検討と情報の共有

- ④ 子どもの困難さに対する担任の気づきを教職員間で共有する場や機会を設定する。
- ⑤ *「個別の指導計画」*「個別の支援計画」を基に、子どもの実態、指導・支援のねらいや手立て、関係機関との連携などについて教職員間で検討し、共通理解を図る。

*個別の指導計画 … 指導を行うためのきめ細かい計画

*個別の支援計画 … 他機関との連携を図るための長期的な視点に立った計画

- ⑥ 「個別の指導計画」「個別の支援計画」を年度ごとに見直し、確実に引き継ぐ。

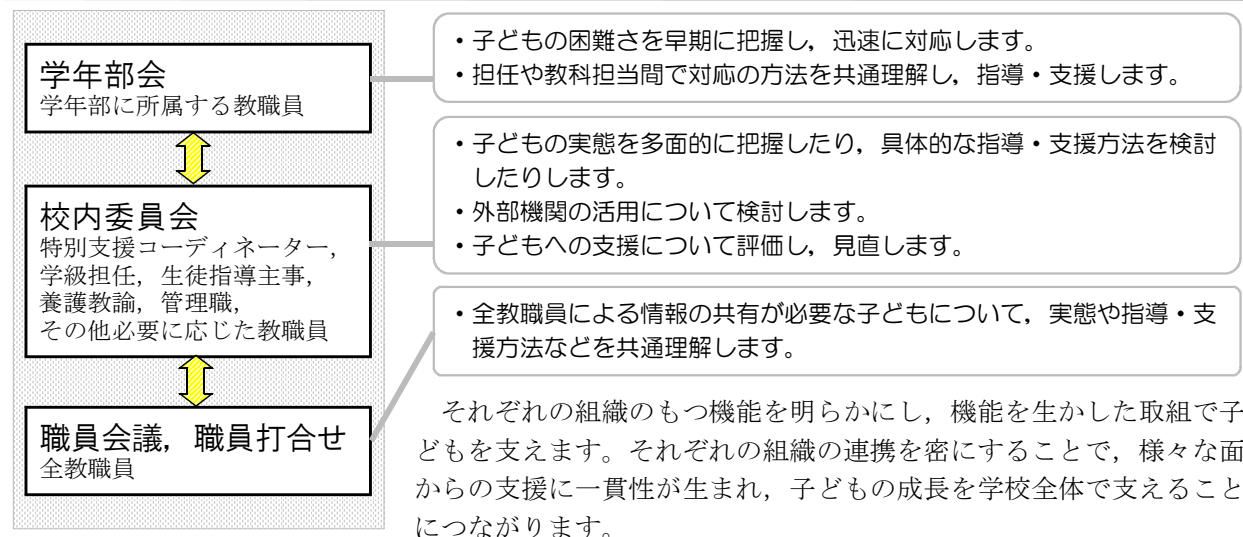
校内研修の推進

- ⑦ 自校の状況に応じて研修内容を精選し、指導・支援の改善に結び付く研修会を計画的に行う。
- ⑧ 少人数での協議や体験的な活動を取り入れるなど、教職員が主体的に取り組めるような研修方法を取り入れる。

全教職員のコミュニケーションを深め、協働支援体制を整備する

● 取組例

(1) 組織の機能を生かした支援体制の構築



(2) 役割分担を明確にする協議シートの活用

＜協議シート＞	
子どもの氏名（〇〇〇〇） 作成日〇年〇月〇日	
1 子どもの様子 ・話をじっくりと聞くことが苦手で、指示を理解して行動することが難しい。 ・多動性、衝動性があり、じっと集中していることが苦手である。 ・教室からの抜け出しがたびたびある。	3 支援の役割と内容 ○学級担任として ・言語指示は分かりやすい言葉で、一つ一つ順を追って話し… ○管理職として ・緊急時にはすぐに知らせてもらい、駆けつける。 ・授業時間中の教室からの抜け出しに対しては… ○学年主任として ・担任と保護者の面談に同席し、一緒に話を聞き… ○コーディネーターとして ・専門家・支援チームの巡回相談を依頼する。 ・支援員に依頼することを…
2 主な協議内容 (1) 子どもへの対応について ・教室からの抜け出しに対する対応策 ・クールダウンの場所 ・支援員の配置 (2) 保護者面談について ・面談者 ・伝え方 ・保護者の意向の確認 (3) 外部機関との連携について ・連携の必要性 ・専門家・支援チームや教育専門監、特別支援学校への相談依頼と手続き	1 子どもの様子 …コーディネーターが、話合いの前に、学級担任から学習面や生活面などの様子を聞き取り、予め協議シートに記載しておきます。
	2 主な協議内容 …コーディネーターが、協議してほしいことを学級担任と相談し、予め協議シートに記載しておきます。
	3 支援の役割と内容 …コーディネーター等が会議後に具体的に記入します。記入したシートは、参加したメンバーに配付し、情報を共有します。2回目以降の会議では、前回のシートを活用して支援内容を評価し、次の支援につなげます。

教職員の役割分担を明確にすることで、学級担任が一人で問題を抱え込まないようにすることができるとともに、教職員一人一人がもっている専門性や経験を生かした支援につながります。

(3) ワークショップ形式による事例検討会

＜事例検討会の進め方＞	
1 全体会 ・事例検討会のねらいの確認 ・事例紹介（事例提供者） ・事例への質問（参加者）	参加者全員で事例の背景や問題点を明らかにしていきます。
2 支援方法の検討（個人）	問題点について、参加者一人一人が支援の内容を考え、付箋紙に書き出します。
3 グループ協議	グループになり、付箋紙を模造紙に貼りながら、支援の内容を分類・整理し、よさや必要性、実現可能という視点で検討します。
4 全体会 ・グループごとの発表 ・今後の取組（事例提供者） ・まとめ	事例提供者が、協議で話し合われた支援の内容に優先順位を付け、今後の取組について発表します。
	学校全体として取り組める内容を確認して、支援の方針を決めます。

ワークショップでは、一人一人の意見が尊重されることから参加者の当事者意識が高まります。また、多様なアイディアから、より効果的な支援方法を見いだすことにもつながります。

(4) *「特別支援学級スキルアップ授業研修」を活用した全校研修会

* 特別支援担当指導主事等が学校を訪問して実施する、2日間の研修です。

○研修の実際

＜事前＞研修を希望する特別支援学級担任が、学習指導案を作成します。

- ・学習指導案の作成と併せて、授業づくりのポイントや実態把握の方法、子どもとの関わり方など、研修で学びたいことを整理しておきます。

＜1回目＞学級担任と指導主事等による学習指導案の検討

- ・授業の組み立て方、一人一人の実態に応じた具体的な手立てなどを一緒に考えます。

↓

- ・授業者は、2週間程度の期間で学習指導案を修正し、授業を組み立て直します。

＜2回目＞授業提示と全校授業研究会

- ・授業のねらいを基に、子どもの目線で授業を参観します。
- ・授業づくりのポイントについて確認したり、指導の改善点等を協議したりします。

＜事後＞改善点を踏まえて、授業改善に取り組めます。

- ・改善点を授業で具体化してみることで、自分の授業力が向上したことを実感することができます。

2回の研修で、授業のねらいや構想、手立ての検討、そして、授業の実際と改善の方向性の明確化など、授業づくりを総合的に支えます。また、全教職員で、全ての子どもにとって分かりやすい授業づくりのポイントを共有することができます。

特別支援教育

全ての子どもが同じ場で共に学ぶために ～合理的配慮の提供を通して～

誰もが互いを尊重し、支え合い、多様な在り方を認め合う共生社会の形成に向けて、障害のある子どもと障害のない子どもが共に触れ合い、学び合うことのできる仕組みづくりが求められています。中でも障害のある子どもが教育を受ける場合には、合理的配慮を提供することが必要です。

1 従来から行われている配慮と合理的配慮

各学校では、これまでも障害のある子どもが学習に取り組んだり円滑に学校生活を送ったりするために必要な配慮を行ってきました。これらの配慮を法的に位置付け、障害のある子どもが他の子どもと平等に教育を受けることを保障するために障害者の権利として捉え直したものが合理的配慮です。また、文部科学省では従来から行われている配慮を基に3観点11項目に分けて改めて整理しました。各学校では、これらの観点や項目に照らして自校の取組を検証することが必要です。

従来から行われている配慮

学校や教職員の努力による配慮・工夫

◇情報の保障

- ・文字の大きさに配慮した板書の工夫 等

◇環境の配慮

- ・教室前面の掲示の統一 等

◇心理面の配慮

- ・クールダウン用の部屋の準備 等

◇学習指導における配慮

- ・問題数や習熟度に配慮したワークシートの活用 等



合理的配慮【新しい概念】

法律（※1）に位置付けられた障害者の権利

学校における合理的配慮の観点（※2）

合理的配慮の3観点11項目

1 教育内容・方法

- ・学習内容の変更・調整
- ・心理面・健康面の配慮 等

2 支援体制

- ・専門性のある指導体制の整備
- ・災害時等の支援体制の整備 等

3 施設・設備

- ・校内環境のバリアフリー化
- ・災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮 等

※1 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（H25.6成立，H28.4施行）

○行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。（第7条第2項）

※2 学校における合理的配慮の観点

文部科学省では、障害別に配慮の観点を別表で示しています。

出典：「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」

別表：文部科学省 中央教育審議会報告 平成24年7月23日

2 合理的配慮の提供に向けて

合理的配慮の提供に当たっては、次のことに留意することが必要です。

- ☐ 学校における合理的配慮の観点を踏まえて、保護者・本人との合意形成ができている。
- ☐ 「個別の指導計画」や「個別の支援計画」に合理的配慮が記載されている。
- ☐ 「個別の支援計画」が機能している。
- ☐ 定期的に評価がなされている。
- ☐ 学校の設置者との連携が図られている。

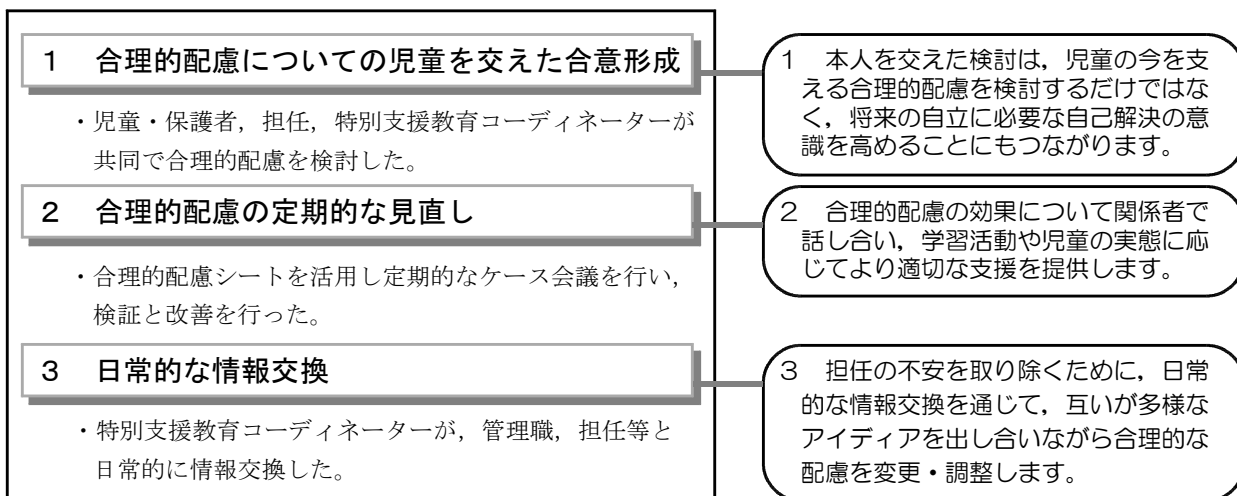


3 実践事例

<潟上市立大豊小学校>

(平成25・26年度 文部科学省インクルーシブ教育システム構築モデル事業モデルスクール)

(1) 合理的配慮の検討・提供に当たって大切にしたこと



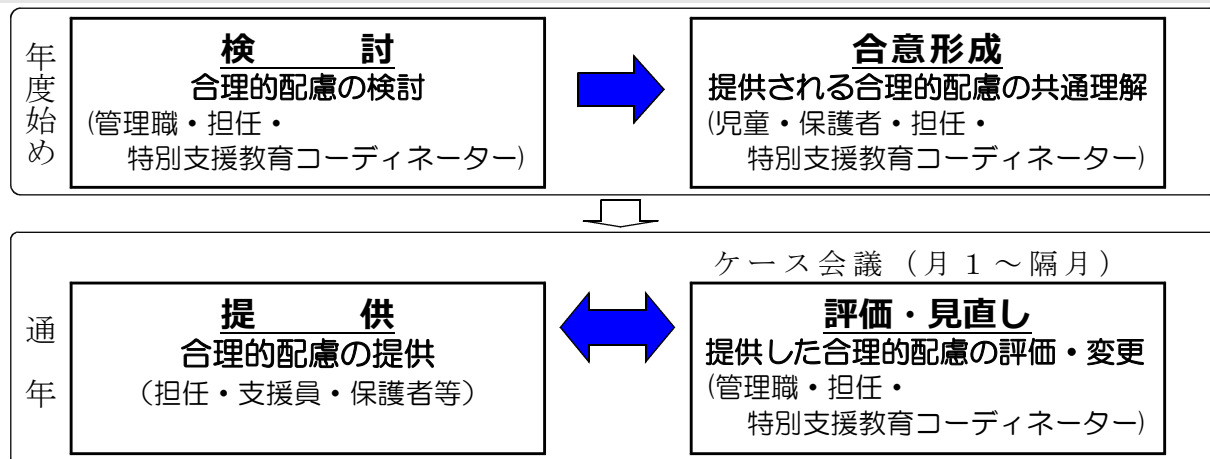
(2) 合理的配慮シートを活用したケース会議

(合理的配慮シートの例) 対象児童名 (○年 ○○ ○○)

	観 点	継続・ 新規実施予定	実施済
教育内容	①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮	板書を写真に撮る。	座席を前に変更する。
教育方法	①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮	めあてや問題文を記入したプリントを渡す。	通級指導教室を利用してSSTの学習を行う。

学校における合理的配慮の観点で作成したシートを用い、ケース会議を開きます。参加者が、対象児童に提供した合理的配慮を付箋紙に書いてシート上に整理します。実際に提供した合理的配慮とまだ提供していない合理的配慮が一目で分かり、話し合いの焦点化を図ることができます。

(3) 合理的配慮提供の手順



◇実践を通して全教職員で共通理解したこと

- ・複数の目で児童の実態を見つめ、話し合い、合理的配慮を丁寧に積み重ねる。
- ・家庭と学校がしっかりと連携し、チームで児童を支える。
- ・「個別の指導計画」「個別の支援計画」に行うべき合理的配慮を明記し引き継ぐ。

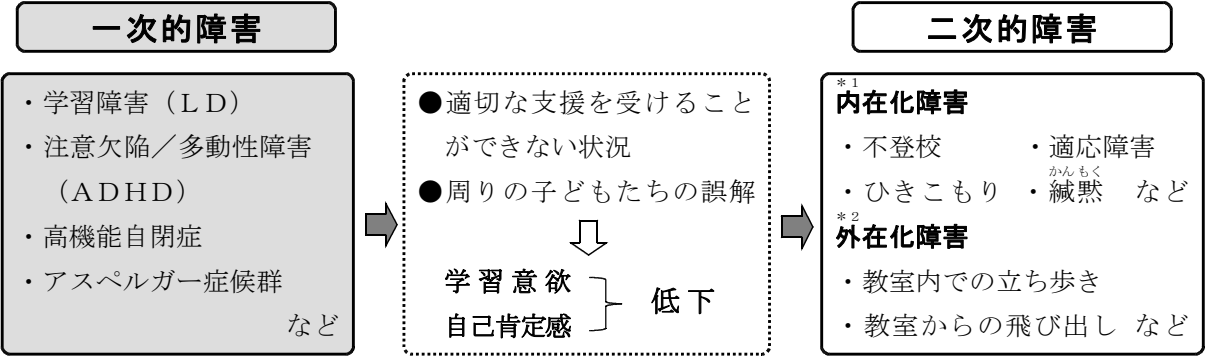
例示した対象児童は、以上のような取組を踏まえた合理的配慮の提供により意欲的に学習に取り組むようになりました。また、対象児童への配慮として作成した教材が他の児童にも効果をもたらすことが分かりました。大豊小学校では、合理的配慮の提供をきっかけにして全ての児童が分かる、できる授業づくりを進めています。

特別支援教育 二次的障害への対応

1 二次的障害が生じる状況

学習障害（LD）、注意欠陥／多動性障害（ADHD）、高機能自閉症、アスペルガー症候群など、発達障害がある子どもは、知的発達の遅れが目立たないこともあり、大人が認知面や行動面、対人関係等の困難に気付かず、障害特性に応じた適切な支援を受けることができないケースがあります。このような子どもたちは通常の学級において、様々な困難があるにもかかわらず、適切な支援を受けることができず、周りの子どもたちの誤解も加わり学習意欲や自己肯定感が低下していきます。その状況が続くと障害特性である一次的障害に加えて、本来できていたことができなくなるなどの二次的障害が起こる可能性があります。

● 一次的障害から二次的障害へ



*1 内在化障害：情緒的な問題として自己の内面的な苦痛が生じること
*2 外在化障害：行動上の問題として他者に向けて表現すること

2 障害特性を考慮した対応

二次的障害は、一次的障害に対して適切な支援を実施すれば予防することができます。発達障害がある子どもに対しては、その特性を理解した上で適切な支援を行い、学習意欲や自己肯定感の低下を防ぐなど、自信や意欲、安心感をもちさせるような対応が求められます。

● 「学習意欲の低下」を防ぐための支援

障害特性による困難な状況	具体的な支援
☐ 学習活動への見通しがもてないため安心して学習に参加できない。	・子ども自身で学習内容を確認できるようなスケジュール表を準備する。 ・絵や写真など視覚的な手掛かりを提示する。 ・学習活動の終わりやゴールを明示する。 ・予定の変更がある場合はその都度知らせる。
☐ 学習に直接関係のない様々なものに注意が向きやすく、学習に集中できない。	・黒板の周囲の掲示物を必要最小限にして、視界に入る刺激を少なくする。 ・窓側を避けるなど、座席の配慮をする。 ・光や音の刺激が強い場合はイヤーマフ（ヘッドホンの耳あて）やパーティション（簡易な仕切り）などを使用して、刺激を取り除く。
☐ 自分から教職員に対してやってもらいたいことを伝えるのが難しい。	・「休ませてください」、「手伝ってください」など、休憩や援助を求める方法を指導する。
☐ 必要な物の所在が分からず、安心して学習に取り組めない。	・机や棚の整理整頓を自分で行うことができるように、置き場所を教室掲示などで明示する。 ・片付けの手順をカードで準備しておく。
☐ 精神的に不安定になると、パニックを起こしてしまう。	・気持ちが不安定になったときの対応策や教室外で落ち着くことができる場所を、本人と相談した上で決めておく。

● 「自己肯定感の低下」を防ぐための支援

障害特性による困難な状況	具体的な支援
□ 指示を理解して行動できない。	・ 長い説明を避け、情報を一つ一つ提示する。 ・ 指示代名詞や例え話を避けて、映像を思い浮かべられるよう、想像しやすい言葉を使う。 ・ 全体への指示の後に、個別に指示を伝えたり、復唱したりする。 ・ 子どもの実態や状況に合わせて、言葉の指示と文字や写真、絵カードを併用する。
□ 自分から意思表示をすることが少ない。	・ 分かりやすい表現の選択肢を準備し、二者択一から始め、徐々に選択肢を増やしていく。 ・ 実際に選択したことを体験できるようにして、選択肢と選択した結果を結び付ける。
□ いつも注意や叱責などを受けている感覚でいる。	・ 否定的表現を避け、肯定的表現で話す。 例：「～すると、～できない。」 →「～したら、～しよう。」 ・ アイメッセージ^{*3}を使って、自分の気持ちを伝える。 ・ 子どもの実態に応じて、スモールステップ逆行連鎖^{*4}を取り入れるなど、指示や注意を少なくして褒める機会を多くする。
□ 褒められても、何について褒められているのかよく分からない。	・ 目標達成や課題遂行を具体的な言葉で褒める。 ・ 努力の過程の中で励ましながら褒める。 ・ 表情や動作、アイコンタクトなど、言葉以外の方法も併用して褒める。

*3 アイメッセージ：指導者が「私」を主語にし、自分自身がどう感じているかという思いを語る方法。
例：「静かにしてください。」→「大きな声を出す必要があって困っています。」

*4 スモールステップ逆行連鎖：手順を細かく分けて、ゴールから逆算して教えていく方法。目標設定が逆行することで目標を達成できることが多くなり、褒める機会の増加につながる。

3 二次的障害が生じている場合の対応

実際に二次的障害が生じている場合は、特別支援教育コーディネーターを中心に特別支援教育の校内支援体制を活用し、全校体制で二次的障害への対応に取り組む必要があります。二次的障害は様々な要因が複雑に絡み合っているため、学校だけでの対応が難しくなるケースが多く、家庭や関係機関との連携を図りながらチームで対応していくことが求められます。また、その際には、特別支援教育コーディネーターが関係機関との連絡・調整をする役割を果たしていくことが重要です。

◇校内支援体制の活用例

- ・ 校内委員会やケース検討会等の実施による支援内容の検討と評価
- ・ 職員会議等において全校職員による情報の共有
- ・ 生徒指導部と連携した対応

◇関係機関との連携の例

- ・ 専門家・支援チームによる巡回相談^{*5}
- ・ 市町村教育委員会との連携
- ・ 特別支援学校のセンター的機能の活用
- ・ 医療機関への情報提供
- ・ スクールカウンセラー、広域カウンセラー^{*6}の活用
- ・ 発達障害者支援センター（ふきのとう秋田）^{*7}への相談

< 関係機関の相談申込み方法について >

*5 巡回相談：各市町村教育委員会を通して、中央教育事務所・同由利出張所に申込む。

*6 広域カウンセラー：各校で直接、各地区の代表カウンセラーに連絡し、日程調整の上、中央教育事務所生徒指導担当に申込み書をFAXで送付する。

*7 ふきのとう秋田：電話で直接申込む。県立医療療育センター内にあり、子どもから大人まで発達障害のある人や家族などからの相談を受け付けている。

特別支援教育

チームとして取り組む子どもの指導や支援

子ども一人一人の教育的ニーズに応じた指導や支援の充実を図るために、校内支援体制を機能させるとともに、特別支援教育コーディネーターを中心に、関係機関の専門性を活用した連携を進め、チームとしての学校の組織力を向上させて、子どもや学級担任を支えることが大切です。

1 関係機関の専門性を活用した連携

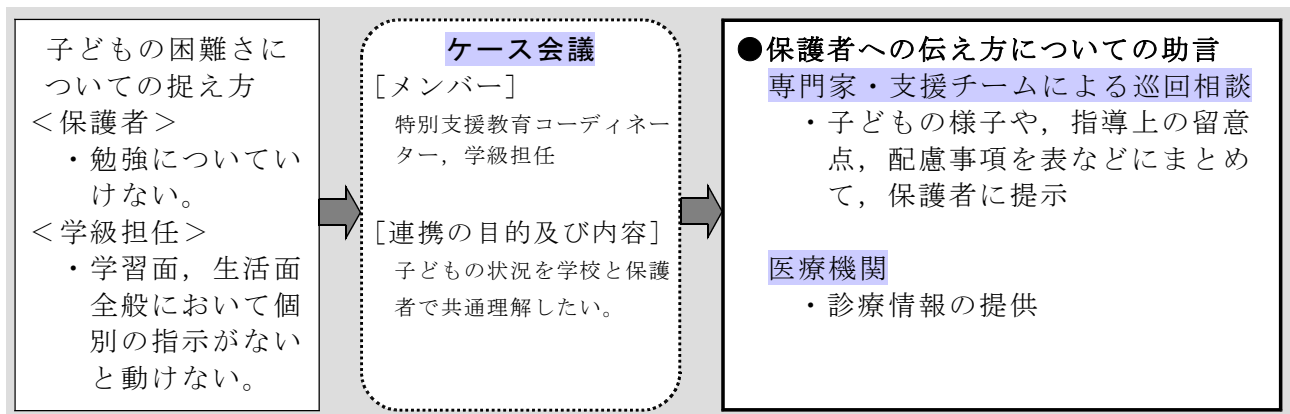
関係機関との連携では、対象となる子どもの教育的ニーズを把握し、連携する目的に応じた機関を活用することが大切です。連絡調整の窓口は、特別支援教育コーディネーターになります。また、各関係機関の支援内容を明記した個別の支援計画を作成し、情報を共有する必要があります。

	具体的な関係機関や活用できる事業	連携の目的及び内容	
教育機関	① 特別支援学校のセンター的機能，専門監派遣事業 →障害種に応じて，各特別支援学校に申し込む。	関係機関や事業	依頼できる主な内容
	② 専門家・支援チームによる巡回相談 →教育事務所指導主事，特別支援学校教育専門監等で構成。市町村教育委員会を通して，中央教育事務所又は同由利出張所に申し込む。	①②③④ ①②③④ ①②③ ①②③④	・実態把握の方法についての助言 ・指導上の参考にするための検査の実施 ※実施には保護者の同意が必要です。
	③ 特別支援教育地域センター（特別支援教育アドバイザー）への相談 →中央地区は男鹿市立船川第一小学校，由利本荘市立鶴舞小学校，同岩谷小学校（相談ルーム），秋田市教育研究所に設置。設置校や研究所に申し込む。	①②④ ①②④ ①② ①	・個別ケース会議への参加 ・具体的な指導・支援方法の検討に際しての専門的見地からの助言 ・特別支援学級の授業づくりの相談 ・障害の理解と対応についての研修 ・医療や福祉機関の情報提供 ・特別支援学校高等部進学に関する相談
	④ 総合教育センター支援班への相談 →総合教育センター支援班特別支援教育担当に直接申し込む。		※①～④は目的及び内容に応じて活用できる関係機関や事業を示しています。
行政機関	○各市町村教育委員会の学校教育課など	・小学校入学，中学校進学，特別支援学校転籍に関する相談 ・支援員の配置に関する相談 ・通級指導（他校）の利用に関する相談 ・特別支援学級の教育課程についての相談 ・指導要録等関係書類についての相談 ・合理的配慮の基礎的環境整備に関すること	
医療機関	○既に受診している場合 ※保護者の同意が必要です。 ○受診していないが，子どもの困難さが障害に起因していると想定される場合は，各校で医療機関を紹介しますが，不明な場合は特別支援学校や教育事務所等に相談することも可能です。	・診断，通院，服薬状況等，学校への情報提供 ・言語聴覚士（ST）や作業療法士（OT）との相互情報交換，参観等	
福祉機関	① 市町村の福祉担当課，福祉事務所等 ----- ② 児童相談所 ----- ③ 発達障害者支援センター（ふきのとう 秋田）※県立医療療育センター内	・各種手帳の交付申請に関する相談 ・地域生活支援事業の手続き（日中一時支援等） ・各種手帳の判定に関する相談 ・子どもから大人までの発達障害をもつ人や家族の相談	
その他	○NPO法人や，親の会などの地域の支援機関	・地域での余暇活動についての相談 ・障害をもった子どもの子育てについての保護者の相談	

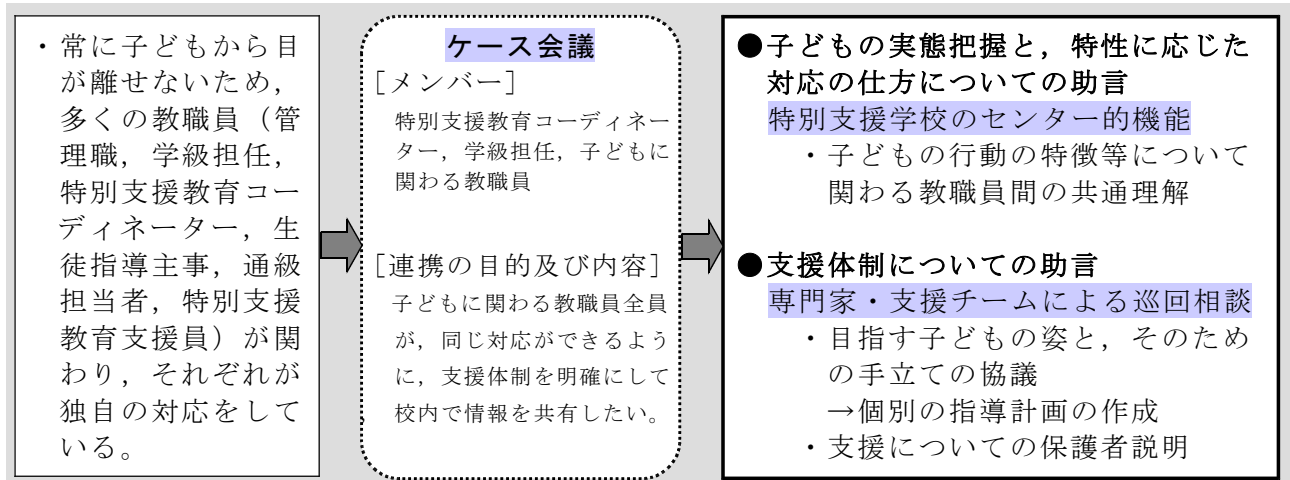
2 関係機関と連携した困難事例への対応（A小学校の事例）

A小学校では、困難さに応じた指導や支援が必要な子どもに関わる全ての教職員で、必要に応じて随時、ケース会議を開いて、指導や支援の方向性を確認しています。関係機関との連携が必要であると判断した場合は、助言を受けたいことを絞り込み、どの関係機関と連携すべきか明確にした上で、目的に応じた具体的かつ専門的な助言を受けています。

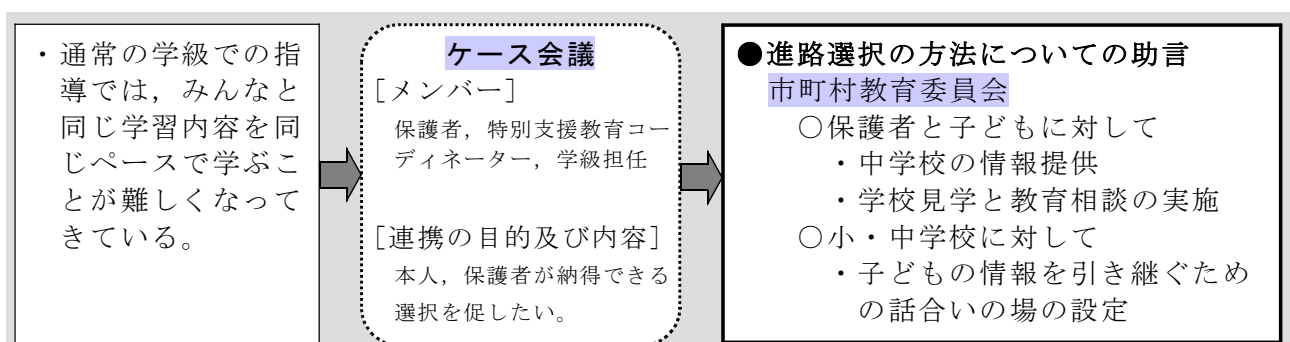
ケース1 学校と家庭で子どもの困難さについての捉え方が異なった事例 学習面、生活面全般において個別の指示や確認が必要な子ども



ケース2 子どもに関わる教職員がそれぞれ独自の関わりをしている事例 衝動性が強く、自分の要求を通そうとして周りからの制止がきかなくなる子ども



ケース3 通常の学級で学習が難しくなってきた子どもの進路指導に関する事例 通常の学級か特別支援学級かで迷っている子ども、保護者

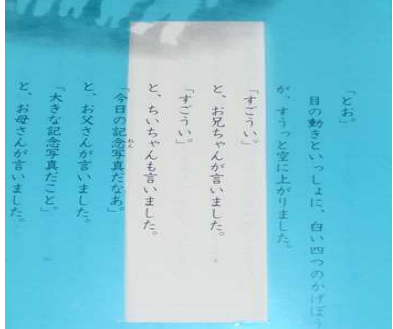
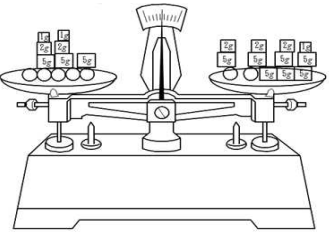


特別支援教育 一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援

特別な支援を必要とする子どもは全ての学級に在籍している可能性があるため、全教職員が特別支援教育の目的や意義を理解することが大切です。学習面や行動面に「困難さ」を感じている子どもの実態を的確に把握した上で、個に応じた様々な「手立て」を検討し、指導する必要があります。

1 各教科等の学習指導における配慮や工夫について

各教科等の小学校及び中学校学習指導要領（平成29年告示）解説の「指導計画の作成と内容の取扱い」に、障害のある子どもへの配慮について、各教科等の具体例が記載されています。

読むこと	○文章を目で追いながら音読することが困難な場合 ・自分がどこを読むのかが分かるように、教科書の文を指などで押さえながら読むよう促す。 ・行間を空けるために拡大コピーした文章を用意する。 ・語のまとまりや区切りが分かるように分ち書きした文章を用意する。 ・読む部分だけが見える自助具（スリット等）を活用する。 （小学校国語編より）	 ▲半透明のスリットを使用し、読む部分が見えるようにしている。  ▲てんびんを用いることで、左辺と右辺が等しいことをイメージできるようにしている（中1方程式）。
書くこと	○自分の経験を文章にしたり、考えをまとめたりすることが困難な場合 ・考える項目や順序を示した学習シートを準備する。 ・自分の考えたことを、事前に話し言葉や動作で表現してから文章を書くようにする。 （小学校生活編より）	
考えること	○実験の手順や方法を理解することが困難であったり、見通しがもてなかったりして、学習活動に参加することが難しい場合 ・学習の見通しをもてるよう、学習課題や実験の目的などを明示する。 ・実験の手順や方法を視覚的に表した学習シート等を掲示したり、配付したりする。 （小学校理科編より）	 ◀これまでの学習の流れや、着目させたい視点を示している。

2 自立活動について

自立活動は、特別支援学校の教育課程において特別に設けられた指導領域です。新学習指導要領で、特別支援学級と通級による指導にも自立活動を取り入れることが新たに示されました。

自立活動は、個々の子どもが自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養う指導のことです。

自立活動の指導は、学校の教育活動全体を通じて行うものであり、特設する自立活動の時間はもちろん、各教科、道徳、外国語活動、総合的な学習の時間、特別活動の指導との密接な関連を保つことが必要です。

特別支援学級の教育課程		
各	教	科
道		徳
外国語活動・外国語		
総合的な学習の時間		
特	別	活 動
+		
自 立 活 動		

◎自立活動の指導内容例

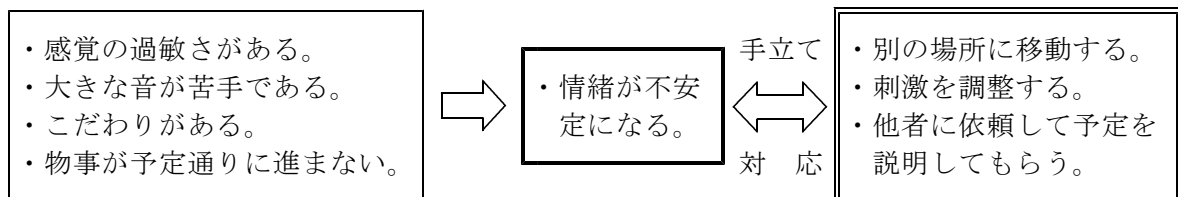
特別支援学校学習指導要領解説自立活動編「第6章 自立活動の内容」には、六区分27項目について、障害のある子どもの具体的指導内容例が解説されています。発達障害に関する例が多く示されており、以下に自閉症に関して抜粋します。

- | | | | |
|-------------------|-------|---------------------|-------|
| ○体調の管理に関する指導 | 1-(1) | ○感覚過敏を避け理由や意図を知る指導 | 4-(2) |
| ○刺激の調整や他者への依頼等の指導 | 1-(4) | ○補助、代行手段の適切な活用の指導 | 4-(3) |
| ○健康状態の維持・改善を図る指導 | 1-(5) | ○行動の手掛かりとなる概念形成の指導 | 4-(5) |
| ○情緒の安定を図る指導 | 2-(1) | ○作業に必要な動作の指導 | 5-(5) |
| ○状況を理解した適切な対応等の指導 | 2-(2) | ○望ましい方法で意思や要求を伝える指導 | 6-(1) |
| ○他者と気持ちの共有を図る等の指導 | 3-(1) | ○コミュニケーションの基礎に関する指導 | 6-(2) |
| ○相手の立場、考えを推測する指導 | 3-(2) | ○コミュニケーションの選択と活用の指導 | 6-(4) |
| ○感覚や認知の特性への対応等の指導 | 3-(3) | ○状況に応じたコミュニケーションの指導 | 6-(5) |

○刺激の調整や他者への依頼等の指導 1-(4)

＜1 健康の保持 (4) 障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること＞

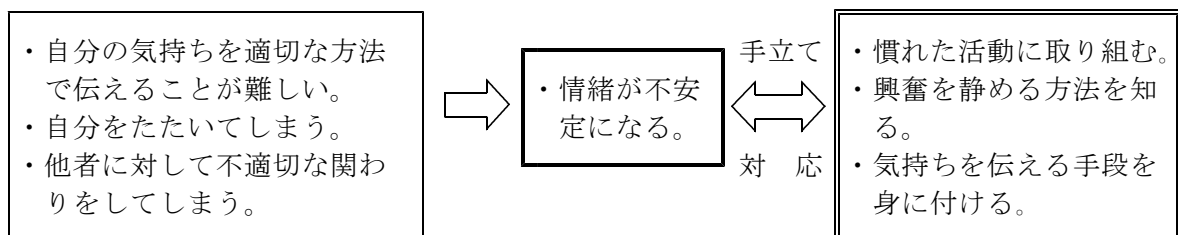
感覚の過敏さやこだわりがある場合 → 他者に依頼したり、自ら刺激の調整を行ったりして、気持ちを落ち着かせることができるようにする。



○情緒の安定を図る指導 2-(1)

＜2 心理的な安定 (1) 情緒の安定に関すること＞

他者に自分の気持ちを適切な方法で → 興奮を静める方法を知ることや、自分の気持ちを伝えることが難しい場合 → 興奮を静める方法を身に付けられるようにする。



特別支援教育

個別の指導計画等への記載による合理的配慮の提供

◎合理的配慮

学校教育における合理的配慮とは、障害のある子どもが他の子どもと平等に教育を受けられるようにするために、学校が行う必要かつ適当な変更・調整のことです。合理的配慮は、障害のある子どもに対し、一人一人の障害の状態や教育的ニーズに応じて、個別に必要とされるものです。可能な限り保護者と合意形成を図った上で決定し、全校体制で合理的配慮を提供します。

◎個別の支援計画への記載例

氏 名	(性別)	学年学級	平成 ○年 ○月 ○日生
本人、保護者 将来や現在の 生活に関する 願い	【本 人】 ・みんなと一緒に勉強したい。 ・友達と仲良くしたい。 【保護者】 ・落ち着いて授業に参加してほしい。 ・気持ちを言葉で伝えてほしい。		
教育的ニーズ	・人と関わる力を高める支援 ・見通しをもって取り組むための支援		
合理的配慮	・個別に話す機会を設け、自分の気持ちに気付いたり、伝えたりする方法を一緒に相談する。 ・活動等の予定を事前に示し、見通しをもたせる手立てを工夫する。		
機 関 名	支 援 内 容		担当等
学 校	・具体的な内容は個別の指導計画に記載		担任
家 庭	・人と関わる機会の設定（習い事の利用）		両親
医療・健康	・〇〇クリニック（診察：半年に1回）		主治医
余 暇	・〇〇クラブ（週1回）		コーチ
地 域 生 活	・町内子ども会（不定期）		両親
福祉・その他	・放課後等デイサービス（週2回／夏休み）		担当者
評 価	・クリニックには定期通院の他に、服薬調整のため2回受診した。 ・習い事やクラブには、学校での合理的配慮の内容を伝えたところ…		

◇個別の支援計画や個別の指導計画は、特別支援学級と通級による指導対象者全員について作成し、活用することが、学習指導要領（平成29年告示）に示されています。

◇個別の支援計画、個別の指導計画に決まった様式はありません。各校の実情に応じた様式を作成します。

◇合理的配慮については、保護者及び本人と学校が面談を行い、合意形成を図った上で記載します。

◇記載した内容について、全教職員で共通理解を図ります。

◎個別の指導計画への記載例

氏 名	(性別)	学年学級	平成 ○年 ○月 ○日生
保護者氏名 連絡先等			
障害名 疾病名 各種検査の結果 障害者手帳の有無等			
現 在 の 実 態	・短い時間であれば注意を向けたり、集中できる。 ・文を読むときにどこを読んでいるか分からなくなる。		
本人・保護者 の願い	【本 人】 ・漢字をたくさん覚えたい。他 【保護者】 ・基礎学力を身に付けてほしい。他		
合理的配慮	〔例1〕 ・個別の支援計画に記載する。 〔例2〕 ・一斉の指示や教材の提示は、注目を促してから行い、できるだけ個別に確認する。 ・文のまとまりや区切りが分かるように分かち書きをしたり、目印を付けたりする。		
目 指 す 姿 (目 標)	・10分間程度集中して活動に取り組むことができる。 ・書かれている内容を読み取ることができる。		
具 体 目 標	指導の内容、具体的な手立て等	変 容	評 価
教科書の音読 ができる。	・拡大した教材文を使用し、文のまとまりに目印を付けたり、新出…	・次第に自信 をもって…	・文のまとまりや意味…
担任名及び特別支援教育コーディネーター名等			

◇合理的配慮の記載欄については、次のことに留意します。

- ・個別の支援計画を作成している場合は、合理的配慮の欄に例1のように記載します。
- ・個別の支援計画を作成していない場合は、例2のように具体的に記載します。

特別支援教育

特別支援学級における特別の教育課程

特別支援学級の教育課程は、小学校又は中学校の学習指導要領に基づいて編成しますが、子どもの障害の状態等によっては、特別支援学校の学習指導要領を参考にして、特別の教育課程を編成することができます。教育課程の編成に当たっては、今後の進学や将来を見通した上で保護者と合意形成を図ったり、指導の継続性に配慮したりしながら、方針を明確にして進めることが大切です。

◎特別の教育課程

目標及び内容	交流及び共同学習
・当該各学年より前の各学年の目標及び内容に替えることができます。 ・知的障害がある場合は、知的障害特別支援学校小・中学部の各教科の目標及び内容に替えることができます。	・特別支援学級の子どもと通常の学級の子どもが互いを正しく理解し、共に助け合い、支え合っていくことの大切さを学ぶことができる学習です。特別支援学級の担任は、通常の学級の担任と連携を密にして年間指導計画を作成し、計画的に実施します。

自立活動の指導
・一人一人の子どもが自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するための知識、技能、態度及び習慣を身に付けるための領域です。 ・授業時間を特設して行う自立活動の時間における指導のほか、各教科等の指導と密接な関連を図るなど、学校の教育活動全体を通じて指導を行う必要があります。 ・自立活動の時間や各教科等を合わせた指導を設定する場合は、他の時数を削減することになるので、子どもにとって必要な学習を考慮し、適切な時数を配当します。



* 自立活動について「2019年度 中央地区の教育」の参考資料をご参照ください。QRコードから閲覧できます。

◎特別支援学級の時間割の例 ☆印は交流及び共同学習

【知的障害がある場合（小学校3年、5年在籍）】

		月	火	水	木	金
1	3年 5年	日常生活の指導（係活動、朝の会 等）				
2	3年 5年	国語 国語	算数 算数	国語 国語	算数 算数	国語 国語
3	3年 5年	図工☆ 自立活動	生活単元学習	総合☆ 体育☆	生活単元学習	音楽☆ 図工☆
4	3年 5年	図工☆ 体育☆	生活単元学習	生活単元学習 音楽☆	生活単元学習	体育☆ 図工☆
5	3年 5年	算数 音楽☆	外国語活動 外国語	体育☆ 算数	自立活動 総合☆	生活単元学習
6	3年 5年	特活☆	音楽☆ 国語		生活単元学習 総合☆	生活単元学習
		日常生活の指導（清掃、帰りの会 等）				

【時間割作成上の留意点】

◇各教科等を合わせた指導（日常生活の指導、遊びの指導、生活単元学習、作業学習）

- ・各教科、道徳科、外国語活動、特別活動及び自立活動の一部又は全部を合わせて指導を行うことができます。
- ・総合的な学習の時間は、各教科等を合わせた指導として行うことはできません。

【知的障害がない場合（小学校2年、6年在籍）】

		月	火	水	木	金
1	2年 6年	国語 理科☆	国語 理科☆	国語 社会☆	国語 国語	生活☆ 総合☆
2	2年 6年	音楽☆ 外国語	国語 国語	国語 理科☆	算数 算数	生活☆ 総合☆
3	2年 6年	体育☆ 自立活動	自立活動 音楽☆	図工☆ 家庭☆	音楽☆ 図工☆	算数 算数
4	2年 6年	算数 算数	生活☆ 社会☆	図工☆ 家庭☆	体育☆ 図工☆	国語 国語
5	2年 6年	学活☆ 学活☆	算数 算数	算数 算数	道徳 道徳	自立活動 体育☆
6	2年 6年	体育☆	自立活動		国語 音楽☆	社会☆

◇各教科等を合わせた指導

- ・行うことはできません。

◇各教科、道徳科、外国語活動、特別活動、総合的な学習の時間

- ・小・中学校に準ずるため、特定の教科や領域の時間の全部を自立活動の時間に替えることはできません。

◇中学校の場合

- ・当該教科の免許状を所有している教員が授業を行います。